



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第71号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	2
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	2
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	2
島根県環境資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	3

告 示**島根県告示第240号**

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「1.10パーセント」を「1.00パーセント」に、「1.25パーセント」を「1.15パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成28年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第241号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「第2条第2号及び第3号」を「第2条第2号から第4号まで」に改める。

第5条第2号中「1.10パーセント」を「1.00パーセント」に、「1.25パーセント」を「1.15パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成28年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第242号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中クをテとし、キの次に次のように加える。

- ク 広告代理業
- ケ ディスプレイ業
- コ 非破壊検査業
- サ デザイン業
- シ 経営コンサルタント業
- ス 機械設計業
- セ エンジニアリング業
- ソ 物流センター
- タ テレワークセンター
- チ 研修所等の人材育成施設
- ツ 知的財産活用事務所

第6条第1項第1号中「1.10パーセント」を「1.00パーセント」に、「1.25パーセント」を「1.15パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成28年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第243号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中小企業者の項中「1.65パーセント」を「1.55パーセント」に、「1.50パーセント」を「1.40パーセント」に改め、同表中小企業者以外の企業の項中「1.50パーセント」を「1.40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成28年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。